

【 ③ 令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書 】

令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)	* この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人を除きます。)が記載してください。	(フリガナ) あなたの氏名	㊞
	給与の支払者の 法人番号			
	給与の支払者の 所在地(住所)		あなたの住所 又は居所	

基・配・所

- この書類は、今年から新しくなった書類です。
- 年末調整対象の方は、【① 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書】と併せて、全員が提出しなければならない書類です。
- 全員 → 「基礎控除申告書」欄を必ずご確認ください。
- 配偶者の方を扶養対象とされる方 → 「配偶者控除等申告書」欄もご確認ください。
- 年収850万円超の方 → 「所得金額調整控除申告書」欄もご確認ください。
- **正しくご記入いただかなければ、正しい所得税額計算ができません。ご不明な点は、必ずお問い合わせください。**
(所得税額が多くなってしまうことや、誤って控除を適用した場合、後日改めて追加納付をしていただくことが考えられます。)

* 記入方法のご質問等について *

みやぎ税務会計事務所 電話:048-799-3691 FAX:048-799-3692

Eメール: miyagitax@tkcnf.or.jp

(必ず御社名をお伝えください。御社の担当者に対応いたします。)

具体的な記載方法は2~4ページです↓

令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	印
税務署長	給与の支払者の 法人番号	あなたの住所 又は居所	
	給与の支払者の 所在地(住所)		

ご自身の情報をご記入ください。
ご捺印も忘れずにお願いします。

(左側 ~ 基礎控除申告書) ※ 全員対象!

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円 (裏面「4(1)」を参照)
(2) 給与所得以外の所得の合計額		円 (裏面「4(2)」を参照)
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		円

○ 控除額の計算

判	<input type="checkbox"/> 900万円以下 (A)	48万円
	<input type="checkbox"/> 900万円超 950万円以下 (B)	
	<input type="checkbox"/> 950万円超 1,000万円以下 (C)	
定	<input type="checkbox"/> 1,000万円超 2,400万円以下	32万円
	<input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下	
	<input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下	

※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

お勤め先が1か所(御社)のみの方は、記載不要です。
副業等で、他にもお勤め先があり、お給与を受け取っている場合は、
そのお給与も含めた令和2年の年収(手取額ではありません)をご記入ください。

お給与以外の収入がある方…

- 例えば ご自身で事業を行っている方(事業所得)
- 家賃収入がある方(不動産所得)
- 年金収入や原稿料などがある方(雑所得) など

は、こちらに「所得」の合計額をご記入ください。
(“所得”は“収入”とは異なります。該当される方でご不明な場合は、
必ずお問い合わせください。)

*** この2か所以外は、記載不要です。***

お勤め先が1か所で、お給与以外の収入が無い方は、ご記入いただくことはございません。
(弊所で、皆さまのお給与を把握しているためです。)

(右側～ 配偶者控除等申告書) ※ 配偶者の方を扶養とされる方

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

- 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
- 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

配偶者の方の「お名前」と「生年月日」をご記入ください。
(マイナンバーは、昨年までに提出された書類に記載いただいた方は不要です。)

(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	明・大 昭・平 年 月 日
		非居住者である配偶者 生計を一にする事実

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額	控除額
(1) 給与所得	円	(裏面「4(1)」を参照) 円	48万円以下 (昭26.1.11 // 老1控除)
(2) 給与所得以外の所得の合計額		(裏面「4(2)」を参照) 円	48万円以下 (昭26.1.11 // 老1控除)
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)		* 円	48万円超95万円以下 (③) 95万円超133万円以下 (④)

配偶者の方の
令和2年1月～12月のお給与の合計額を記載してください。
(12月分は見込みで構いません)

○ 控除額の計算

		区分Ⅱ										
		①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)」							
					95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円以下
区分Ⅰ	A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
	B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
	C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円
摘要		配偶者控除				配偶者特別控除						

配偶者の方に以外の収入がある方…

例えば ご自身で事業を行っている方(事業所得)
家賃収入がある方(不動産所得)
年金収入や原稿料などがある方(雑所得) など

は、こちらに「所得」の合計額をご記入ください。
(「所得」は「収入」とは異なります。該当される方でご不明な場合は、必ずお問い合わせください。)

*** この3か所以外は、記載不要です。***

配偶者の方が扶養対象でない場合は、記載不要です。

対象外の方: 配偶者の方の年収が 2,015,999 円(お給与のみの場合)を超える方
ご自身の年収が 1,195 万円超(お給与のみの場合)の方

(下段 ~ 所得金額調整控除申告書)

※ 年収が850万円超

+

※ 扶養されているご家族が23歳未満

ご自身が特別障害者

年収が103万円以下の配偶者の方が特別障害者

扶養されているご家族が特別障害者

のいずれかに該当

の方はご確認ください。

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆

- 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じた金額を記入してください。なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載をすることで差し支えありません。
- 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件	<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	★ 扶養親族等 (フリガナ) 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	左記の者の個人番号		左記の者の生年月日		★ 特別障害者 (裏面「3-24」を参照)
	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者 [※] が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)		あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所		左記の者の合計所得金額(見積額)		
	<input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)				あなたとの続柄		
	<input type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満(平10.1.2以後生) (右の☆欄のみを記載)				円		

(注) 「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

左側の「要件」欄で[レ]を入れた方のお名前と生年月日(配偶者もしくは扶養親族)をご記入ください。

該当されるものに、1つだけ[レ]を入れてください。
複数該当される場合でも
(扶養対象の配偶者と23歳未満のお子さまがいらっしゃる方など)
どちらか1つの要件のみで構いません。

ご記入いただいたご家族の令和2年中の所得金額をご記入ください。
“所得”は“収入”とは異なります。
“所得”がご不明な場合は、欄外に収入の種類と金額を記載いただければ構いません。

「特別障害者」に該当する要件を選択された方は、こちらに障害等級や交付を受けている手帳の種類など、特別障害者に該当する事実をご記入ください。
ただし、「① 扶養控除等申告書」に記載いただいた内容と同じ場合は【扶養控除等申告書のとおり】と記載いただくだけで構いません。

* 記入方法のご質問等について *
みやぎ税務会計事務所 電話:048-799-3691 FAX:048-799-3692
Eメール:miyagitax@tkcnf.or.jp
(必ず御社名をお伝えください。御社の担当者が対応いたします。)